

# 京都市男女共同参画センター 1階厨房設備等撤去、運搬及び処分業務 委託仕様書

京都市文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進担当  
(担当：能勢、渡邊 電話：075-222-3091)

## 1 件名

京都市男女共同参画センター 1階厨房設備等撤去、運搬及び処分業務委託

## 2 業務目的

本業務は、京都市男女共同参画センター内 1階にある厨房及びイーフトインスペースの設備の撤去、それに伴う産業廃棄物の適正な運搬及び処分を目的とするものである。

## 3 履行場所

京都市男女共同参画センター1階 厨房及びイーフトインスペース

## 4 履行期間

- ・ **履行期間**：契約締結の翌日から 令和 8 年 8 月 31 日（月） まで
- ・ **作業時間**：撤去作業については水曜日（休館日）の午前 9 時から午後 5 時までとする。具体的な日時は京都市と打合せの上、決定するものとする。

## 5 業務内容

- (1) 厨房内及びイーフトインスペースの既存厨房設備等の撤去。
- (2) 撤去に伴って発生する産業廃棄物の収集・運搬及び処分。

## 6 業務上の全般的事項

- (1) 本業務は、京都市契約事務規則、関係法令等を遵守するとともに、本仕様書に基づき完全に履行すること。
- (2) 業務の実施に当たっては、指導監督を行う主任者を配置し、業務中における事故及び建物、設備、器機の損傷防止に努めなければならない。  
なお、受託者の故意又は過失により人身及び財産に損害を及ぼしたときは、受託者が損害賠償を負うものとする。ただし、京都市の理由により生じたものは、この限りではない。
- (3) この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、京都市と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、京都市の指示するところによる。
- (4) 受託者と京都市は関係法令に基づく委託契約書を締結する。
- (5) 受託者は指定された場所以外に許可なく立ち入ってはならない。
- (6) 受託者は、受託業務上知り得たことについては、京都市の許可を得ずに外部へ公表又は漏らしてはならない。

## 7 撤去作業に関する個別事項

- (1) 設備等の撤去には、壁・床・天井からの取外し及びガス・水道配管の撤去を含むものとする。
- (2) 撤去した設備等を京都市男女共同参画センターから搬出する際、出入口やエレベーター開口

部より大きな設備等は分解して搬出すること。

(3) 業務用冷蔵庫はフロン排出抑制法によるフロン類の適正な回収を行うこと。

(4) 設備等の撤去に際しては防塵対策を行うこと。

(5) 排出作業は京都市男女共同参画センターのエレベーターを使用可能とする。

ただし、作業を行う日程は京都市男女共同参画センター2階部分のレイアウト変更工事と同日となることが想定されるため、その場合は工事業者との現場での調整を要する。

## 8 産業廃棄物に関する個別事項

(1) 産業廃棄物の種類及び数量については、以下及び別紙のとおり。ただし、契約締結前に現地に出向いて確認することを推奨する。

場所	種類	数量
厨房	シンク	5点
	コンロ台	3点
	冷蔵庫（業務用・家庭用）	3点
	レンジフード	4か所
	食器洗い洗浄機	1点
	調理台・棚等	1式
	イートインスペース	壁付ソファ
椅子		40脚
テーブル（大）		1台
テーブル（中）		5台
テーブル（小）		21台
カウンター・間仕切り		6点
モニター		1点
食器棚		1点
廃プラ類		1式
看板類（金属製）		5点

(2) 委託する産業廃棄物の性状等に変更があった場合は、その変更内容及び程度について速やかに書面をもって通知する。

(3) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の送付等

マニフェストは、受託者が用意することとし、必要事項を記入のうえ、下記のとおり京都市に送付すること。

ア 産業廃棄物引渡時・・・A票

イ 収集運搬後10日以内・・・B2票

ウ 処分終了後10日以内・・・D票、E票

<送付先>

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 分庁舎地下1階

京都市文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進担当 渡邊・能勢

(4) 収集運搬業務について

受託者は、本委託契約書を交わす際、受託者として仕様書にある「産業廃棄物収集運搬受託者記入欄」の項目について必ず記入し、受託者の許可証を添付すること。

また、受託者の委託業務に積替保管を含む場合は、積替保管の項目（所在地、種類、保管上限等）を必ず記載すること。

(5) 処理業務について

受託者は、本業務の契約に際し、受託者として仕様書にある「産業廃棄物処分受託者記入欄」の項目について必ず記入し、受託者の許可証を添付すること。

また、受託者が中間処理委託の場合は、中間処理の許可証の写しとともに最終処分地の許可証の写しを必ず添付すること。

ただし、最終処分地の許可証の写しを添付できない場合は、契約書を交わす際、「産廃棄物処分受託者記入欄」の最終処分地の項目（所在地・処理方法・処理能力等）を必ず記載すること。

(6) 契約解除の際の未処理廃棄物の取扱に関する事項

契約を解除しようとする際に、本契約に基づき引渡しを受けた産業廃棄物で未だ処理業務を完了していないものがあるときは、双方の責任において当該産業廃棄物の運搬及び処理業務について、適切な措置を講じるものとする。

## 9 検査及び引き渡し

(1) 受託者が本仕様書の定めのとおり業務を行っていることを確認するため、受託者の敷地内及びその他必要な場所に京都市の職員が立ち入り、検査ができるものとし、受託者はこれを拒むことができない。

(2) 検査の結果、不具合等（撤去不備、清掃不良、未報告の損傷等）が認められた場合は、受託者の負担において補修等を実施し再検査を受けるものとする。

## 産業廃棄物 収集運搬 受注者記入欄

受注者に関する項目について、下記の欄を記入すること。

ただし、許可証のとおりであれば、『 許可証のとおり』の欄にの記入のみとする。

受注者の許可の事業範囲 (作業区分)	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受注者の取り扱える 廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
<b>※ 受注者の委託業務に積替保管を含む場合</b>	
受注者の積替・保管場所 の所在地	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受注者の保管できる 産業廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受注者が行う積替え のための保管上限	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり

# 産業廃棄物 処 分 受注者記入欄

受注者に関する項目について、下記の欄を記入すること。  
 ただし、許可証のとおりであれば、『 許可証のとおり』の欄にの記入のみとする。

受注者の許可の事業範囲 (事業の区分)	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受注者の取り扱える 廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受注者が廃棄物の処分等 を行う場所の所在地	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受注者が行う処分方法	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受注者が行う処分の 施設の処理能力	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"><b>※ 受注者の委託業務が中間処理の場合</b></div> 最終処分地について、いずれか選択して <input checked="" type="checkbox"/> を記入し、不備のないようにすること。 <input type="checkbox"/> 最終処分先の許可証の写しを添付 <input type="checkbox"/> 最終処分先を下記のとおり記載	
最終処分先の所在地  ※ 名称・許可番号があれば 必ず記載すること	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
最終処分先の処理方法	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
最終処分先の 施設の処理能力	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり